

地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書(案)

地方議会議員の年金制度は、地方公務員等共済組合法に基づく相互年金制度として40年を超える歴史を有しており、退職議員やその遺族の生活安定のために大きな役割を果たしている。

近年、地方議会の議員数の減少や年金受給者の増加等により年金財政が厳しい状況にあったことから、平成15年度には給付水準の2割引き下げや会員の掛金率の引き上げ等が実施されたところである。

さらに、市町村合併の進展等に伴い、議員数が減少する一方、退職議員の増加により年金受給者が大幅に増加したこと等から、平成19年度には、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、給付水準の引き下げや負担の引き上げのほか、合併による激変緩和策として特例負担金の上乗せ措置などが実施されたところである。

しかしながら、町村議会議員年金財政は、平成19年度においても184億円の赤字が生じ、非常に厳しい財政状況となっている。これは、先の制度改正における市町村合併の影響に対する措置が不十分であったことによるものと考えられ、今後も継続的な損失金が生じ、地方議会議員年金制度の存続が憂慮されているところである。

このような中、地方議会議員年金制度は、議員に対する厚遇処置ではないかとの批判があがっている。社会保障制度の充実喫緊の課題であるが、公的年金制度とは性格や中身を異にする議員年金制度である。地方自治体の財政が逼迫する中で、改善の見込みのない議員年金に対するこれ以上の公費負担は許されない。

地方議会議員年金制度の廃止に向けた議論に当たっては、議員年金への加入は法によって強制されていることに鑑み、年金受給者への給付金、有資格者の受給権及び現役議員への返還金など、多くの課題を早急に整理、検討し、地方議会議員年金制度の廃止に向けた方向性を一刻も早く示すよう要望する。

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、衆議院議長、参議院議長